

とちぎ障害者就労支援 ガイドブック



平成30年3月(一部改定:令和5年3月)

栃木県保健福祉部障害福祉課

はじめに

このガイドブックは、**就労を希望する障害のある方と
そのご家族・支援者**を対象に作成しています。

令和6年4月からの法定雇用率引上げに伴い、障害者の雇用
に対して積極的に取り組む流れがさらに社会に広がることが
期待されます。

また、一般企業で働く障害者の数は、全国的に年々増加し、
職業の種類も多岐に渡ってきています。

働きたいけど、何からはじめたらよいのか、今の状態でどこ
に相談したらよいのか。困ったときの道しるべ、一歩踏み出す
ためのヒントとして、このガイドブックを活用していただけた
ら幸いです。

私たちが
サポート
します！

一緒に
進んで行き
ましょう！



もくじ-index-



ナイチュウ

とちぎ障害者就労支援ガイドブック

I はじめに	●働くということ..... 4
	●働き方を選択する..... 6
	●仕事の種類..... 8
	●県内の就業状況..... 10

II 就労に向けて	●相談先フローチャート..... 12
	●Aさんの場合[現在学生⇒就活]..... 14
	●Bさんの場合[学校卒業後就労経験無し⇒就活]... 16
	●Cさんの場合[退職・就労経験有り⇒就活]..... 18
	●家族（支援者）が気をつけるポイント..... 20
	●就労に向けて（社会に出る準備）..... 22
	●特別支援学校の場合（実習について）..... 24

III 相談先情報	●支援機関紹介①（障害者就業・生活支援センター）.. 26
	●支援機関紹介②（ハローワーク）..... 28
	●支援機関紹介③（栃木障害者職業センター）..... 30
	●支援機関紹介④（栃木県障害福祉課 ほか）..... 31
	●気軽にご相談ください（障害者団体のご紹介）..... 32

働くということ

● 「働く」ことは

働くことは、「収入を得る」、「自己実現」、「社会や誰かの役に立つ」のみならず、たくさんの出会いや、かけがえのない財産を得ることにつながります。

働く理由の一例

- 収入を得て自立した人生を歩んでいくため
- 自分自身が成長するため
- 責任感や自信を身に付けるため
- 健康的で規則正しい生活の実現
- 知っている人（人脈）を増やし、人生を豊かにするため
- 誰かの役に立ち、助けるため など

● 「働く」ことでできること

働く理由は、人によってさまざまです。まず、働くことで、何ができるようになるのか想像してみましょう。

働く成果(やりたいこと)

- 給料をもらって買い物する
- 自立して生活する
- 仕事の技術を身に付ける
- 仕事で関わる人と仲良くなる
- 役に立てた方の笑顔を見る
- 仕事の達成感を味わう

など



● 「働く」ときのルール

働く職場により、守らないといけない約束やルールがあります。仕事をする勤務の日、休みの日、働く時間、休憩の時間のほか、仕事をするときの服装や仕事の内容など。働くことは、職場のルールを守り、たくさんの習慣を身に付けることからスタートします。

仕事・職場ルールの一例

- 始業時間と終業時間（8時30分から17時00分まで）
 - 休憩・休息時間（12時00分から13時00分まで）
 - 仕事の役割や役職が与えられる（上司や同僚など）
 - 仕事の作業手順、マニュアルに従って行う
 - 上司への報告、連絡、相談
 - 作業着の着用、マスクの着用
- など

● 「働く」からつながること

この社会には、さまざまな仕事や会社があり、たくさんの方がそれぞれの目的をもって働いています。たくさん仕事や会社があることで、生活に役立つ商品を購入したり、サービスを受けることができます。働くことは、この社会の一員となることであり、たくさんの方の役に立つことにつながっています。特に、働くことで得られる成長の喜びや達成感は、豊かに生きる目的の一つと言っても過言ではありません。

◎ここがポイント◎

働くことは、収入や経験を得て人生を豊かにする「自分のためになること」であり、社会人として「誰かの役に立つこと」につながります。



働き方を選択する



● 働き方(就労のかたち)

働き方は大きくわけて「一般就労」と「福祉的就労」があります。

一般就労

学校で学んだことや就労体験で得た経験を活かして就職します。

就職

福祉的就労

施設の訓練を通して、就労に必要な知識や技術を身に付けます。

リトライ

I はじめに

● 一般就労

一般就労とは、障害者の就労形態のひとつです。一般の企業等で、雇用契約に基づいて就業することをいいます。一般就労する際に考えなければいけないのは、障害内容を企業へ伝えるかどうかです。

自分の障害内容を企業側に伝えて就労すること ⇒ **オープン就労**

自分の障害内容を企業側へ伝えずに就労すること ⇒ **クローズ就労**

オープン就労とクローズ就労のメリット・デメリット

種類	メリット	デメリット
● オープン就労	①就労定着率が高い ②職場環境や配置、業務量などの配慮が得られやすい ③支援・助成金制度が活用できる ④障害者専用求人に応募できる ⑤障害を隠すストレスがない	①障害について理解が得られない場合がある ②応募できる求人が限られる ③給料が低く設定される場合がある
● クローズ就労	①障害について知られなくて済む ②応募できる求人が多くなる ③給料に差がつきにくい	①就労定着率が低い ②職場において配慮やサポートが得られない ③障害について職場で相談できない

● 福祉的就労

福祉的就労とは、就労継続支援とも呼ばれ、その中にA型とB型の2種類があります。どちらも経験を積んで一般就労を目指すのを目標としていますが、その内容は大きく異なります。

就労継続支援A型・就労継続支援B型について

一般就労は困難でも、雇用契約に基づいて就労可能な場合⇒ **就労継続支援A型**

一般就労が困難であり、雇用契約を結ばずに就労する場合⇒ **就労継続支援B型**

種類	特徴
● 就労継続支援A型	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約を結び、給料を貰いながら通所して生産的な活動を行う。 ・雇用契約に基づきながら一般就労を目指す。 ・利用者には最低賃金以上が支払われる。
● 就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約を結ばずに、工賃を貰いながら通所して生産的な活動を行う。 ・就労の機会を得て、就労継続支援A型や一般就労を目指す。 ・利用者には工賃が支払われる。

就労移行支援について(就労継続支援A型の次のステップ)

企業等の就職を希望する障害者に対し、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練を提供します。

種類	特徴
● 就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労に向けた訓練を受ける。 ・一般企業への就労のために、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練が提供される。 ・利用期間は原則2年以内。

就労定着支援について

一般就労した障害者に対し、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

種類	特徴
● 就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労した障害者が就職先に定着できるよう支援を受ける。 ・対象は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型などを経て一般就労をした方。 ・利用期間は就職後半年から最大3年間。

◎**ここがポイント**◎
 就労には「一般就労」と「福祉的就労」のかたちがあります。特性に合わせて利用し、
 一歩ずつステップアップしていきましょう!



仕事の種類

● 仕事の種類を知る ~どのような仕事があるの? ①~

世の中には、さまざまな仕事があります。ここに紹介するものは、実際に障害のある方が働いている仕事の一例です。

I
はじめに

部品などを作ったり、組み立てたりします。

製造業
(工業)



製造業
(食品)

パンを作って焼いたり、食品加工をします。



サービス業
(清掃)

建物の清掃や衣服等のクリーニングをします。



事務

パソコンの入力作業や伝票の集計等をします。





仕事の種類を知る ~どのような仕事があるの? ②~

どのような仕事があるのか、まわりの方に相談してみましょ。また、仕事の種類を知って、目指したい仕事について考えてみましょ。



農業

田畑や山の環境を整えて、野菜や果物等を作ります。



飲食業

食品の調理や注文受付、運搬等を行います。



医療 福祉 介護業

高齢者や障害者等の介護を行います。



商品の梱包や棚に並べる作業等を行います。

卸売業 小売業

◎ここがポイント◎

仕事の種類は、ほかにもたくさんあります。なりたい職業について、調べてみましょ! まわりの方に相談してみることも大切です。



県内の就業状況

● 栃木県内の産業別における障害者雇用状況

栃木県内では、障害のある方が働いている業種で多い順は、

- 1位 医療・福祉 (3.41%)
- 2位 製造業 (2.38%)
- 3位 サービス業 (2.32%)



I はじめに

業種名	実雇用率	棒グラフ		
		1.0%	2.0%	3.0%
農林漁業	2.27%	[Bar extending to 2.27%]		
鉱業／採石／砂利採取業	0.45%	[Bar extending to 0.45%]		
建設業	1.61%	[Bar extending to 1.61%]		
製造業	2.38%	[Bar extending to 2.38%]		
電気／ガス／熱供給／水道業	1.15%	[Bar extending to 1.15%]		
情報通信業	1.76%	[Bar extending to 1.76%]		
運輸業／郵便業	1.97%	[Bar extending to 1.97%]		
卸売業／小売業	2.17%	[Bar extending to 2.17%]		
金融業／保険業	2.11%	[Bar extending to 2.11%]		
不動産業／物品賃貸業	1.92%	[Bar extending to 1.92%]		
学術研究／専門・技術サービス業	2.09%	[Bar extending to 2.09%]		
宿泊業／飲食サービス業	1.66%	[Bar extending to 1.66%]		
生活関連サービス業／娯楽業	2.17%	[Bar extending to 2.17%]		
教育／学習支援業	2.14%	[Bar extending to 2.14%]		
医療／福祉	3.41%	[Bar extending to 3.41%]		
複合サービス業	1.78%	[Bar extending to 1.78%]		
サービス業	2.32%	[Bar extending to 2.32%]		

※令和4年栃木労働局調べ



栃木県内の民間企業及び公的機関等における 障害者雇用状況

※令和4年栃木労働局調べ

●民間企業の雇用状況（法定雇用率2.3%）

・実雇用率2.38% ・法定雇用率達成企業割合56.8%

項目	栃木県	備考
雇用障害者数	5,515.5人	
実雇用率	2.38%（全国20位）	全国2.25%
法定雇用率達成企業割合	56.8%（全国22位）	全国48.3%

●公的機関の雇用状況（法定雇用率2.6%、県教育委員会は2.5%）

項目	栃木県（知事部局）	栃木県教育委員会
雇用障害者数	172.0人	342.5人
実雇用率	3.26% （全国4位）	2.70% （全国5位）

項目	市町（計）	市町教育委員会（計）
雇用障害者数	466.0人	5.0人
実雇用率	2.53%	1.86%

●独立行政法人等の雇用状況（法定雇用率2.6%）

項目	独立行政法人等
雇用障害者数	47.0人
実雇用率	2.75%

★令和6年4月1日から、障害者の法定雇用率が引き上げになります。

民間企業 2.5%（ただし、令和5年度は2.3%で据え置き）
 国・地方公共団体等 2.8%
 都道府県等の教育委員会 2.7%

◎ここがポイント◎

令和6年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになることで、さらなる障害者雇用の促進が期待されています。



相談先フローチャート

● 状況別一覧表

次の質問に「当てはまる⇒はい」「当てはまらない⇒いいえ」で選択いただくとその状況における就労や生活相談先情報を掲載したページにつながります。

質問

相談先(支援機関)

学校に通っている。

○ はい

Aさんの場合 (学生)
14ページへ

※特別支援学校に通っている場合は24ページへ

↓ いいえ

働いたことがないけど、これから働きたい。

○ はい

Bさんの場合
(学校卒業後就労経験なし)
16ページへ

↓ いいえ

退職してしまったけど、また働きたい。

○ はい

Cさんの場合
(これまでに就労経験あり)
18ページへ

↓ いいえ

働いていて、仕事のこと
で悩んでいる。

○ はい

相談支援機関のご紹介
26ページへ

↓ いいえ

これから何かあったときの
連絡先は？

今の状況は…

該当するページへ進もう！



● 目的別早見表

目的

相談先(支援機関)

- 就労相談がしたい
- 生活相談がしたい

障害者就業・生活支援センター
26ページへ

- 求人情報が知りたい
- 仕事内容の相談がしたい

ハローワーク(公共職業安定所)
28ページへ

- 職場定着支援を受けたい
- 職業適性の相談がしたい

栃木障害者職業センター
30ページへ

- 県の障害者支援制度や
取り組みについて知りたい

栃木県障害福祉課
31ページへ

- 県内の企業に対する雇用
支援について知りたい

栃木県労働政策課
31ページへ

- 自分と同じ障害のある方
や関係者に相談したい

県内障害者団体一覧
32ページへ

- 福祉サービスや障害者手
帳の申請がしたい

お住まいの市町福祉窓口へ

◎ここがポイント◎

相談したい内容、目的に合った「支援機関」
に相談してみましょう。



学校に通っている 「Aさんの場合」

(現在学生⇒就活)



Aさん (17歳)

- ・学校卒業後、働きたいと考えている。
- ・やりたい仕事が決まらないため、誰かに相談したい。
- ・軽度の障害がある。
- ・人付き合いが苦手を感じる。

【1】相談してみよう

(学校以外に相談できる支援機関)

● 市町の相談窓口

障害のある人の福祉に関するさまざまな問題について、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援などを行います。まずは、お住まいの市町の福祉担当課に問い合わせてみましょう。

● 障害者就業・生活支援センター

就職や継続的に働くことが困難な障害者に対して、就業面と生活面の相談支援を行います。県内の6圏域に各1箇所ずつ設置され、雇用・福祉・教育等の支援機関と連携しながら、総合的に就労を支援します。お住まいの圏域を担当する支援センターに問い合わせてみましょう。

①就業支援・・・就業に関する相談、就労訓練等のあっせん、就職活動の支援、職場定着に向けた支援など

②生活支援・・・働く障害者の日常生活の自己管理に関する助言、生活設計に関する助言など

<連絡先26ページ掲載>



【2】診察を受けてみよう

きちんとした診断を受けることは、学校や職場において不安を減らすための第一歩です。専門機関の適切なアドバイスを受けることにより、勉強や仕事に向かう気持ちが整理され、前向きに考えることにつながります。

医療機関で診察を受けるときは、まず問い合わせで予約をしましょう。診察を受けたい医療機関が混み合っている場合もありますので、早めに連絡するようにしましょう。

・・・障害が診断されたら・・・

【3】障害者手帳の取得を検討しよう

障害者手帳は、障害の種類と状態を証明する手段となり、取得することで様々な支援を受けることができます。

障害者手帳の申請は、お住まいの市町福祉担当窓口で行います。必要な手続きや交付までの流れについて、お住まいの市町福祉担当窓口にご相談してみましょう。



【4】将来についてまわりの信頼できる人に相談しよう

進学するか就職するか、どうしたらよいか迷ってしまったときは学校の先生や家族（支援者）など、信頼できる人に相談してみましょう。人生の先輩方が、不安な気持ちや悩みを和らげたり、アドバイスをしてくれることでしょう。

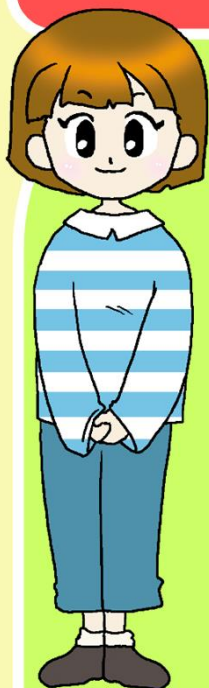
◎ここがポイント◎

医療機関の診察を受けることで、障害の状態を知ることができます。必要な支援機関を利用して、将来につなげていきましょう。



働いたことがないけど、これから働きたい 「Bさんの場合」

(学校卒業後就労経験無し⇒就活)



Bさん (20歳)

- ・学校卒業後、就職活動をしたが採用されなかった。
- ・仕事に役立つスキルを身に付けたい。
- ・障害者手帳を取得している。
- ・就職活動がうまくいかなくて自分に自信がもてないでいる。

【1】就労に向けて準備をしてみよう

就労に向けて取り組む内容の順番は、障害の種類と程度で変わってきます。今から始められる準備として、社会生活に必要な、社会性や自己管理能力、生活能力を身に付けていきましょう。

<気をつけるポイント20ページ・21ページ掲載>

【2】就労の相談をしてみよう

○ハローワーク（公共職業安定所）

「どんな仕事や求人情報があるのか知りたい」ときは、ハローワークに相談してみましょう。専門的な知識をもつ担当者が、親身になって教えてくれます。

<連絡先28ページ・29ページ掲載>

【3】就労の支援を受けてみよう



● 障害者就業・生活支援センター

就職や継続的に働くことが困難な障害者に対して、就業面と生活面の相談支援を行います。県内の6圏域に各1箇所ずつ設置され、雇用・福祉・教育等の支援機関と連携しながら、総合的に就労を支援します。お住まいの圏域を担当する支援センターにお問い合わせしてみましょう。

＜連絡先26ページ掲載＞

● 栃木障害者職業センター

ハローワークと密接に連携し、障害者の職業自立のための職業相談から就職後の職場適応指導までの業務を専門的かつ総合的に行う機関です。雇用側の事業主に対する障害者雇用相談や支援も行っています。

＜連絡先30ページ掲載＞



【4】職業訓練を受けてみよう

職業訓練を受けることにより、就職活動がしやすくなるほか、就労後の不安を減らすことができます。自信にもつながりますので、就職したい仕事の内容にあわせて、必要な経験を身に付けていきましょう。

● 就労移行支援事業所（障害福祉サービス）

一般企業等への就職を希望する障害者に対して、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練、就職活動に関する支援のほか、能力に応じた職場の開拓、就職後の職場定着の支援などを行います。

※お近くの就労移行支援事業所情報は、お住まいの市町にお問い合わせください。

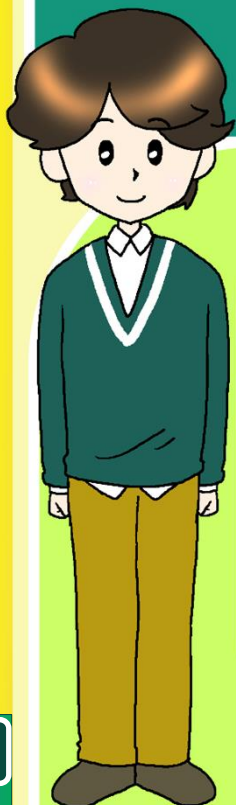
◎ここがポイント◎

求人情報を見て、必要な条件やスキルを確認しましょう。職業訓練を受けることで、仕事に必要なスキルと自信が身に付いていきます。



退職してしまったけど、また働きたい 「Cさんの場合」

(退職・就労経験有り⇒就活)



Cさん (30歳)

- ・一般企業に就職したが、職場になじめず退職した。
- ・働くことに精神的に疲れてしまったが、生活していくため、また働きたい。
- ・貯金がなくなってきたので経済的支援が受けたい。
- ・障害者手帳を取得している。

【1】働くために必要なことを整理しよう

あまり良い思い出がないと、前の職場を思い出したくないものです。無理をしない範囲で、もう一度自分自身を振り返ってみましょう。また、仕事で苦手と感じたことも、職業訓練を利用することで、克服できるかもしれません。再スタート手段のひとつとして、就労支援機関に相談してみましょう。

<就労までの手順参考：16ページ（Bさんの場合）>

【2】経済的支援について確認してみよう

経済的支援について、該当するものがあるかもしれません。お住まいの市町や年金事務所に確認してみましょう。

【例】所得税、住民税、相続税の所得控除、医療費の支援、生活保護、障害年金 など

II

就労に向けて



【3】障害福祉サービスを活用しよう

- お住まいの市町担当課に相談
- 福祉サービスの利用申請
- 利用計画案の作成
- 支給決定受給者証の発行

● 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

● 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。

● 就労継続支援

一般企業等に就労した障害者に、就労定着につながる良好な職場環境作りの支援や、仕事能力向上のための訓練を行います。

【4】自分に必要な支援を活用して就労につなげよう

将来のなりたい姿をイメージして、目標を定めてみましょう。目標到達の方法の一つとして、各支援制度等を活用しながら働く力と自信を身につけて、今できることから一つずつ進めていきましょう。

◎ここがポイント◎

経済的支援を受ける場合、申請してから支援開始まで時間を要することがあります。まずは相談してみましょう。



家族(支援者)が 気をつけるポイント

就職して働き続けるためには、身体の健康に気をつけて安定した日常を過ごせるように一日の生活リズムをしっかり整えていることが大切です。また、働くことにより、人と関わる機会が多くなるため、社会のルールを知って対応できるようにしておくことも重要なポイントです。

家庭生活



ポイント
だよ!

規則
正しい
生活

健康管理

清潔
身だしなみ

金銭管理

趣味
生きがい

家族
友達

体力作り

掃除
片づけ
整理

社会生活



ポイント
です!

あいさつ
(礼儀)

時間厳守

根気強い

協調性

人間関係

報告
連絡
相談

マナー

就労意欲

● チェックポイント一覧

健康管理のチェックポイント

- 1 栄養面に気をつけて食事をきちんととる
- 2 しっかりと睡眠をとる
- 3 体調が悪いときは病院に行く
- 4 医師に処方された薬はきちんと飲む
- 5 暑いときは涼しい服装にして、寒いときは暖かい服装にする



日常生活のチェックポイント

- 1 寝る時間と起きる時間を決めて守る
- 2 定期的にお風呂に入って身体を洗う
- 3 汚れた服は着替えて清潔な身なりをする
- 4 使える金額を決めてお金の管理ができる
- 5 約束したことを守ることができる



社会生活のチェックポイント

- 1 人と会った時にあいさつとおじぎができる
- 2 わからないことをまわりに聞くことができる
- 3 約束の時間を守ることができる
- 4 相手に手伝ってもらったとき、感謝することができる
- 5 相手にめいわくをかけてしまったとき、謝ることができる



◎ここがポイント◎

社会で働いていくために、「健康管理・日常生活・社会生活」のポイントを 普段から意識して身に付けましょう！



就労に向けて (社会に出る準備)



① 情報を得る・相談をする

【1】相談

お住まいの市町の相談窓口や相談支援事業所に相談してみよう！

障害があるかもしれないと思ったら、身近な市町の相談窓口や相談支援事業所に行くことをおすすめします。まずは、相談して気持ちを楽しみましょう。

【2】診察

医療機関への受診は時間がかかることがあるので、早めに行動しよう！

相談窓口に紹介された医療機関を受診します。受診までに数ヶ月かかることもあるので、早めに行動しましょう。相談をすることにより、次にやるべきことの整理がついていきます。

【3】障害者手帳取得

障害者雇用を視野に入れて、障害者手帳の取得を検討してみよう！

障害者雇用では、障害者手帳の取得が必要な場合があります。手帳の取得には医師の診察が必要になりますので、手帳の取得を検討している場合は早めに行動しましょう。

② 就労に向けて準備する



【1】就労準備

普段から規則正しい生活を心がけよう！

就労したいと焦りが出てしまいがちですが、身の回りの整理整頓や規則正しい生活ができていないと就職しても長続きしません。普段から規則正しい生活を心がけましょう。

【2】就労相談

就労相談を通じて、自分に合った就労方法を決めよう！

就労する方法は1つではありません。障害を伝える障害者雇用（オープン就労）にするか、伝えない一般雇用（クローズ就労）にするのか、メリット・デメリットをしっかりと考えて決めることが大切です。

② 就労に向けて準備する



【3】 就労支援

支援機関を利用して、やりたいことや希望する仕事を調べよう！

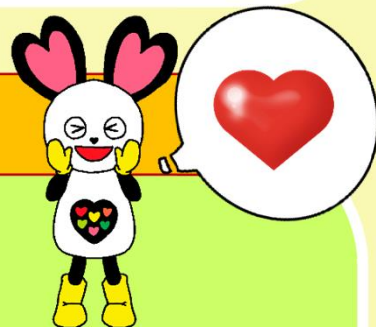
何が好きで自分に合っているのか、仕事の種類や内容を知らないとならば就労につながりません。支援を受けながら、やりたいことや得意・苦手を理解して、希望する仕事を調べてみましょう。

【4】 職業訓練

仕事の技能と一緒に、社会人としてのルールやマナーも身に付けよう！

職業訓練を受けて、就労に役立つ技能を身に付けましょう。また、訓練を通じて、社会人に必要となる基本的なマナーやルールを身に付けましょう。

③ 就労先を見つけて定着を目指す



【1】 就労する

自分に合った仕事を見つけて就労しよう！

就労支援を受けながら、これまで相談してきたこと、訓練して身に付けたことをもとに、仕事を探してみましょう。雇用側の求人情報が自分の希望する条件と合っているか、就労して続けていくことができそうか、就労支援機関によく相談して行動しましょう。

【2】 就労定着

継続して働いていくために就労定着に向けた支援を受けよう！

一般企業等に就職することは、同じ職場の方と一緒に仕事をする事です。安心して仕事を続けていくには、良好な職場環境であることが重要です。自分の力で良い職場環境を築いていくことは、仕事に慣れるまではむずかしいかもしれません。そのような場合は、就労支援機関の支援を利用してみましょう。就労定着へ向けて一緒に大きく前進できるはずです。

【3】 生活支援

困った時は、経済的支援等の制度利用について相談してみよう！

就労して安定した生活を送れるようになるには少し時間がかかるかもしれません。困った時は、就労支援機関に相談するとともに、経済的支援や障害福祉サービスなどの支援制度について調べてみましょう。

◎ここがポイント◎

社会に出るまでの流れを知っておくことで、就労までの計画を立てやすくなります。





特別支援学校の 場合(実習について)

● 特別支援学校について

特別支援学校では、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加をめざして、一人ひとりに応じたきめ細かい教育を行っています。

● 実習について

実習は、企業等の職場で実際に働く体験を通して、働くことの大切さを理解し、働く喜びを味わうとともに、就業するとき求められる知識・技能・態度を身に付けることを目的としています。

企業等で行う実習には、「就業体験活動」・「産業現場等における実習」があります。

種類	目的
● 就業体験活動 (主に高等部1、2年生で実施)	・自分の能力、適性に合った企業等の現場において、一定期間働くことをとおして、働くことの喜びや厳しさを味わいながら、将来の社会生活に必要な能力や態度、習慣を身に付ける。 (担当教師が、職場につき添って指導を行います。)
● 産業現場等における実習 (主に高等部2、3年生で実施)	・企業等で働く経験をとおして、様々な職業があることを知るとともに、働くことの意義や自分の能力、適性を考える等、進路を探るきっかけとなる。 (担当教師が、必要に応じて職場へ巡回訪問します。)

実習内容の一例

～実習で得る経験は人生の財産～

卸売業・小売業
商品の袋づめ

医療・福祉
介護補助

製造業
ライン作業

etc...

● 実習で大切なこと

実習では、普段の授業よりも長時間の作業に取り組むことになります。実り多き実習となるよう、次のことを心がけましょう。

実習のチェックポイント

- 1 起床・就寝の時間を決めて、毎日の生活のリズムを整えましょう。
- 2 実習開始時間に遅れないように、時間に余裕をみて出発しましょう。
- 3 実習では、たくさんの方が大切なことを教えてくれます。真剣に取り組みましょう。
- 4 実習でわからないことがあれば、指導担当の方に質問してみましょう。
- 5 学んだことをノートに書いて記録し、復習して理解を深めましょう。

復習が
大切だよ！



● 実習を終えて

実習終了後は、実習関係者と一緒に活動評価を行います。活動の成果と課題を話し合うとともに、希望する職業や仕事内容が本人に合っているかを判断していきます。

職業 適性

～実習から見えてくるもの～

仕事内容

職場環境

興味意欲

人間関係

通勤方法

◎ここがポイント◎

実習を行うことで、社会経験を積むことができるだけでなく、本人に合った職業適性が見えてきます。



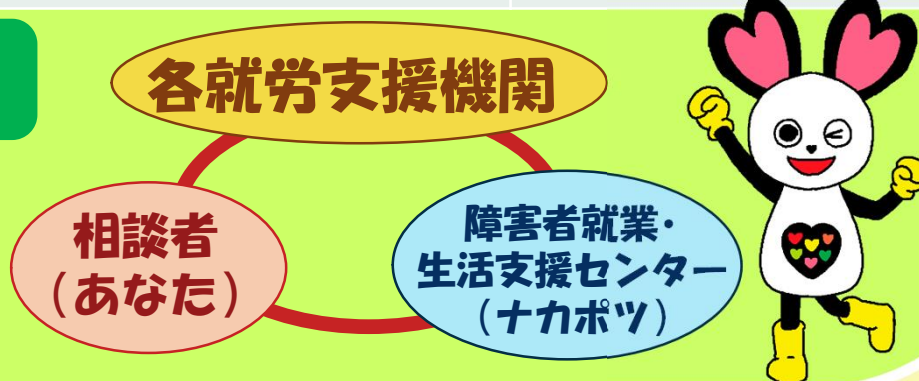
支援機関紹介①

障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは、就労関係機関と連携しながら、障害者の就職相談や生活相談を行っています。また、障害者の雇用を希望する企業等からの相談も受け付けています。

圏域	施設情報	担当市町名
宇都宮	宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター 宇都宮市平出工業団地43-100 【TEL028-678-3256】 FAX028-678-3257	宇都宮市
県西	県西圏域障害者就業・生活支援センター 「フィールド」 鹿沼市武子1566（福）希望の家内 【TEL0289-63-0100】 FAX0289-60-2589	鹿沼市・日光市
県東	県東圏域障害者就業・生活支援センター 「チャレンジセンター」 真岡市荒町3-9-5 【TEL0285-85-8451】 FAX0285-85-8452	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町
県南	県南圏域障害者就業・生活支援センター 「めーぷる」 壬生町あけぼの町5-6 【TEL0282-86-8917】 FAX0282-21-7109	栃木市、小山市、下野市、 上三川町、壬生町、野木町
県北	県北圏域障害者就業・生活支援センター 「ふれあい」 さくら市櫻野1270 【TEL028-681-6633】 FAX028-681-6634	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
両毛	両毛圏域障害者就業・生活支援センター 足利市真砂町1-1 栃木県安足健康福祉 センター内 【TEL0284-44-2268】 FAX0284-44-2268	足利市、佐野市

関係図



相談先情報

よくある質問とその回答を紹介します

Q	よくある質問	A	よくある質問の回答
1	「障害者就業・生活支援センター」は何をしてしてくれるところ？	障害のある方の「はたらくこと」の悩みや不安について相談に応じ、各関係機関と協力をしながら解決できるようお手伝いをしています。 例えば、「求職中の方」からの相談に応じて、支援員がハローワークへ同行したり、企業見学・面接へ同席するなどのサポートを行っています。 「就職中の方」に対しては、安心して仕事が続けられるように支援員が職場に伺い、就業状況の確認や職場に助言を行っています。	
2	就業に関する相談に乗って貰いたいのですが、私に合う求人情報を探してもらえますか？	「障害者就業・生活支援センター」は求人情報を管理している機関ではないため、直接求人情報の提供などは行っていませんが、相談内容を詳しく聞き取りさせていただいた上で、就業に関して必要な提案や支援を行っています。また、求人情報を取り扱っているハローワークなどの専門機関と連携して、相談者に適した仕事があるか一緒に考え、提案いたします。	
3	障害者手帳を持っていないのですが、相談することはできますか？	障害者手帳の有無に関係なく、相談いただくことができます。	
4	県内に複数の「障害者就業・生活支援センター」が設置されていますが、どこに相談しても良いですか？	「障害者就業・生活支援センター」は、県内の各圏域ごとに設置されていて、担当する市町が分かれています。まずは、お住まいの圏域に該当する支援センターにご相談ください。	
5	利用するにはお金がかかりますか？	利用料は無料です。 ただし、「障害者就業・生活支援センター」までの交通費、電話等の通信費、実習中の交通費や昼食代など、一部自己負担となるものがあります。詳しくはお尋ねください。	

★今の仕事に悩みがある方もご相談ください★

仕事がかたくなかない、職場の雰囲気が合わないなど、仕事を続けていけるかどうか悩んでいる方や、転職を考えている方もご相談ください。



支援機関紹介②

● ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワークでは、就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員が障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細やかな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施しています。

	施設情報	担当市町名
○	ハローワーク宇都宮 【TEL028-638-0369】 宇都宮市明保野町1-4 FAX028-638-0376 宇都宮第2地方合同庁舎	宇都宮市・上三川町・高根沢町
●	ハローワーク那須烏山 【TEL0287-82-2213】 那須烏山市城東4-18 FAX0287-84-0199	那須烏山市・那珂川町
○	ハローワーク鹿沼 【TEL0289-62-5125】 鹿沼市睦町287-20 FAX0289-63-2482	鹿沼市
●	ハローワーク栃木 【TEL0282-22-4135】 栃木市河合町1-29 FAX0282-23-4285	栃木市・壬生町
●	ハローワーク佐野 【TEL0283-22-6260】 佐野市天明町2553 FAX0283-21-1256	佐野市
○	ハローワーク足利 【TEL0284-41-3178】 足利市丸山町688-14 FAX0284-42-7439	足利市
○	ハローワーク真岡 【TEL0285-82-8655】 真岡市荒町5101 FAX0285-84-7948	真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
●	ハローワーク矢板 【TEL0287-43-0121】 矢板市末広町3-2 FAX0287-43-6391	矢板市・さくら市・塩谷町
○	ハローワーク大田原 【TEL0287-22-2268】 大田原市紫塚1-14-2 FAX0287-22-5653	大田原市・那須塩原市のうち旧西那須野町全域及び旧塩原町全域
●	ハローワーク小山 【TEL0285-22-1524】 小山市喜沢1475 FAX0285-24-3574 おやまゆうえんハーヴェストウォーク内	小山市・下野市・野木町
○	ハローワーク日光 【TEL0288-22-0353】 日光市今市本町32-1 FAX0288-21-0219	日光市
○	ハローワーク黒磯 【TEL0287-62-0144】 那須塩原市共墾社119-1 FAX0287-64-3884	那須塩原市のうち旧黒磯市全域・那須町

開庁時間8:30~17:15 (土・日・祝日閉庁)



ハローワーク(附属施設)

次の施設は、それぞれ開庁日時が異なります。

	施設情報	開庁日時
●	ハローワーク宇都宮駅前プラザ【TEL028-623-8609】 宇都宮市駅前通り1-3-1 FAX028-623-8600 KDX宇都宮ビル2F	月～金 10:30～19:00 土 10:00～17:00 (第1・第3・第5土曜日) (日・祝日休み)
●	宇都宮新卒応援ハローワーク【TEL028-678-8311】 宇都宮市駅前通り1-3-1 FAX028-678-8312 KDX宇都宮ビル1F	月～金 8:30～17:15 (土・日・祝日休み)
●	もてぎジョブセンター【TEL0285-63-5686】 茂木町大字茂木155 (茂木町役場内)	月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日休み)

よくある質問とその回答を紹介します

	Q よくある質問	A よくある質問の回答
●	1 就職するために、新たな知識や技術を身に付けたいのですが、何か支援が受けられますか？	ハローワークを通じて申し込みをすることで、パソコン操作や清掃等の基礎を学ぶことができます。詳しくは、ご相談ください。
●	2 今、働いている会社を辞めて失業給付金を受給したいのですが、どのような手続きをすればいいのですか？	会社から雇用保険離職票を作成してもらい、受け取ってください。受取後、お住まいの地域に該当するハローワークに必要な書類を確認して、手続きを行ってください。
●	3 ハローワークに行くときの服装はどうしたら良いですか？	普段着や外出用の服装で大丈夫です。ハローワークのほかに行くところがある場合は、その行き先によって適した服装を選択してください。
●	4 住所地以外の市町にあるハローワークを利用することはできますか？	求人検索や職業相談は、管轄内及び管轄外、どちらのハローワークでも行うことができます。雇用保険の手続きに関しては、利用者の住所を管轄するハローワーク以外で手続きをすることはできませんのでご注意ください。

支援機関紹介③

● 栃木障害者職業センター

栃木障害者職業センターでは、障害者職業カウンセラーや職場適応援助者（ジョブコーチ）等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討あるいは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

	施設情報	開庁日時
●	栃木障害者職業センター 【TEL028-637-3216】 宇都宮市睦町3-8 FAX028-637-3190	8：45～17：00 (土・日・祝日閉庁)

● よくある質問とその回答を紹介します

	Q よくある質問	A よくある質問の回答
●	1 障害者職業センターは何をす るところですか？	ハローワークと連携して、障害のある方の就職相談や、事業主の方に対して障害者の雇用相談を行っています。また、障害のある方の就業支援を行っている機関に対して、職業リハビリテーションに係る支援技法の助言や提供を行っています。
●	2 ジョブコーチとは？ その支援はどういうもの ですか？	職場適応援助者（ジョブコーチ）が障害のある方の職場に出向いて、障害のある方の出来ることと出来ないことを直接的に伝達し、円滑に就労できるように職場内外の環境を整える支援などを行います。必要に応じて、職務の再設計や職場環境の改善提案を行い、就労定着を進めています。
●	3 仕事を紹介してもらうこと はできますか？	仕事の紹介や求人情報は取り扱っていないため、ハローワークなどの求人情報取扱機関をご利用ください。



● 栃木県障害福祉課

栃木県障害福祉課では、障害者の工賃向上や就労支援に関する業務を行っています。また、障害者就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所の設置認可や、福祉サービス制度に関する業務も行っています。

	施設情報	開庁日時
●	栃木県 保健福祉部 障害福祉課 【TEL028-623-3020】 FAX028-623-3052 Mail syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp 宇都宮市塙田1-1-20	8:30~17:15 (土・日・祝日閉庁)

● 栃木県労働政策課

栃木県労働政策課では、障害者の雇用を検討している企業への就労支援に関する業務を行っています。障害者雇用の普及啓発や就業体験事業のほか、職業訓練等の事業も行っています。

	施設情報	開庁日時
●	栃木県 産業労働観光部 労働政策課 【TEL028-623-3224】 FAX028-623-3225 Mail rousei@pref.tochigi.lg.jp 宇都宮市塙田1-1-20	8:30~17:15 (土・日・祝日閉庁)

● 栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」

栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」では、発達障害児・者とその家族、関係機関などから日常生活での様々な相談（コミュニケーションや行動面で気になること、学校や職場で困っていることなど）に応じています。また、必要に応じて、就労支援などの関係機関（保健・医療・福祉・教育・労働など）への紹介も行っています。

	施設情報	開庁日時
●	栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」 【TEL028-623-6111】 FAX028-623-7255 宇都宮市駒生町3337-1	8:30~17:15 (土・日・祝日閉所)



気軽に相談ください

～障害者団体のご紹介～①

障害のある方からの就労相談においては、生活上の不安や自信をもつことができないなど、日常の悩みに関する相談も多く寄せられています。このページからは、障害のある方の相談を受けたり、活動支援を行っている団体について紹介します。

	施設情報	所在地	連絡先	主な障害区分
●	1 栃木県身体障害者団体連絡協議会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ 障害者スポーツセンター内	【TEL028-678-4401】 FAX028-678-4401 麦倉仁巳	身体
●	2 (一財)栃木県身体障害者福祉会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	【TEL028-624-8408】 FAX028-624-8418 麦倉仁巳	身体
●	3 (一社)栃木県視覚障害者福祉協会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	【TEL028-625-4990】 FAX028-625-4990 須藤平八郎	身体
●	4 栃木県聴覚障害者福祉連合会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	【TEL028-621-8010】 FAX028-621-7896 稲川和彦	身体
●	5 (一社)栃木県聴覚障害者協会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	【TEL028-621-8010】 FAX028-621-7896 稲川和彦	身体
●	6 (特非)栃木県中途失聴・難聴者協会	佐野市赤見町1158-1 青木方	【TEL0283-25-0057】 FAX0283-25-0057 青木邦明	身体
●	7 栃木県肢体不自由児協会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	【TEL028-621-3031】 FAX028-621-3031 山崎富子	身体
●	8 栃木県心身障害児者親の会連合会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	【TEL028-621-3031】 FAX028-621-3031 小島幸子	身体 知的
●	9 (一社)栃木県手をつなぐ育成会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	【TEL028-624-3789】 FAX028-624-8631 小島幸子	知的
●	10 栃木県特別支援教育手をつなぐ親の会	宇都宮市駒生1-1-6 栃木県教育会館内	【TEL028-627-3603】 FAX028-627-3603 鈴木秀明	知的
●	11 栃木県自閉症協会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	【TEL028-612-6477】 FAX028-612-7610 宮下陽子	知的 精神



相談先情報

	施設情報	所在地	連絡先	主な障害区分
12	(特非)おひさまクラブ	栃木市箱森町25-59 齋藤方	【TEL0282-24-8065】 FAX0282-24-8065 齋藤弘光	知的 精神
13	ゆずりは(LD等発達障がい児者親の会)	宇都宮市新里町丁305 石原方	【TEL028-665-0775】 FAX028-665-5445 石原葉子	精神
14	栃木県ことばを育む親の会	大田原市城山1-4-36 大田原小学校 ことばの教室	【TEL0287-23-3171】 FAX0287-23-3172 日野淳子	知的
15	栃木県重症心身障害児(者)を守る会	下野市小金井121 倉持方	【TEL0285-44-0616】 FAX0285-44-0127 倉持 寿	身体 知的
16	栃木県肢体不自由児者父母の会連合会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	【TEL028-621-3031】 FAX028-621-3031 小林厚子	身体
17	日本ダウン症協会栃木支部	宇都宮市宮原5-4-29 饗庭方	【TEL028-634-7435】 FAX028-634-7435 饗庭久美子	知的
18	栃木県オストミー協会	足利市毛野新町1-108 岩田方	【TEL0284-43-0144】 FAX0284-43-0144 岩田順三朗	身体
19	栃木県喉摘会 宇都宮教室 (小山教室)	真岡市荒町2-11-1 高根沢方 (古河市上辺見2959-1 森方)	【TEL0285-84-5677】 FAX0285-84-5677 高根沢 昭	身体
20	全国脊髄損傷者連合会栃木県支部	芳賀町大字東水沼1931-5 佐々木方	【TEL090-2666-4345】 FAX028-677-0676 佐々木清美	身体
21	栃木頸髄損傷者連絡会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	【TEL028-623-0825】 FAX028-623-0825 永田元司	身体
22	栃木県精神保健福祉会	宇都宮市下岡本町2145-13 県精神保健福祉センター内	【TEL028-673-8404】 FAX028-673-8441 興野憲史	精神
23	(公社)栃木県断酒ホトトギス会	宇都宮市下ヶ橋町2480	【TEL028-678-9969】 FAX028-678-9863 澤畑拓雄	精神
24	(公社)日本てんかん協会栃木県支部	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	【TEL028-627-9006】 FAX028-627-9006 中田正典	精神



気軽にご相談ください

～障害者団体のご紹介～②

	施設情報	所在地	連絡先	主な障害区分
●	25 日本網膜色素変性症協会(JRPS)栃木県支部	宇都宮市鶴田2-30-9 平塚方	【TEL028-648-9811】 FAX 無 平塚英治	身体
●	26 栃木盲ろう者友の会「ひばり」	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	【TEL028-621-0860】 FAX028-621-0860 山上 和	身体
●	27 骨形成不全友の会栃木支部	鹿沼市府中町60-20 金井方	【TEL0289-65-7474】 FAX0289-65-7474 金井光一	身体
●	28 とちぎ高次脳機能障害友の会	下野市下古山3003-47 中野方	【TEL0285-38-6485】 FAX0285-38-6485 中野和子	精神
●	29 栃木県車椅子の会	真岡市八木岡412-1 村上方	【TEL0285-84-0771】 FAX0285-84-2973 村上八郎	身体
●	30 栃木障がいフォーラム(TDF)	真岡市八木岡412-1 村上方	【TEL0285-84-0771】 FAX0285-84-2973 村上八郎	身体 知的 精神
●	31 (一社)人工内耳友の会ACITA栃木支部	宇都宮市東岡本町742-314 竹内方	【TEL028-673-0769】 FAX028-673-0769 竹内 清	身体
●	32 栃木県難病団体連絡協議会	宇都宮市鶴田2-30-9 平塚方	【TEL028-648-9811】 FAX028-648-9811 平塚英治	難病

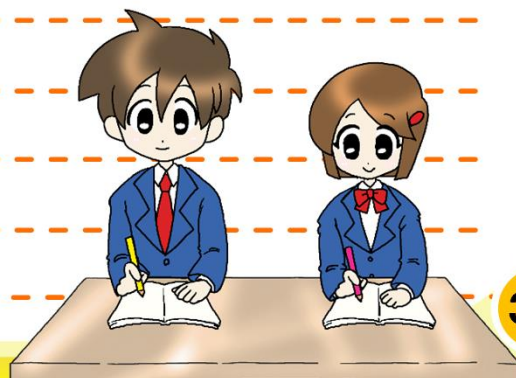


相談先情報

MEMO

～大切なことをここに記します～

A series of horizontal dashed orange lines for writing.



障害があってもなくても、
手を取りあって共に生きる。
栃木県は、そんな社会の実現に向けて
頑張る人たちを応援しています。



栃木県の障害者福祉施策全般をまとめた「栃木県障害者福祉ガイド」や
障害福祉施策／障害福祉サービス／社会参加・就労支援等情報について
詳しくは、栃木県ホームページをご覧ください。

検索

栃木県／障害者

とちぎ障害者就労支援ガイドブック

■発行

栃木県保健福祉部障害福祉課 <令和5年3月更新>

■製作協力

栃木県障害者就業・生活支援センター等担当者連絡会議
栃木県自閉症協会(イラスト作成)

- この冊子は栃木県地域福祉基金寄附金を活用して障害者就労施設等からの優先調達により印刷しています

VERY
GOOD
LOCAL
とちぎ